

令和6年度 LGWAN 接続系端末等機器更新に伴う賃貸借

仕様書

賃貸借名	令和6年度 LGWAN 接続系端末等機器更新に伴う賃貸借
賃貸借内容	令和6年度 LGWAN 接続系端末等機器の更新
概要	令和6年度 LGWAN 接続系端末等機器（物件1）の賃貸借 令和6年度 LGWAN 接続系端末等機器（物件2）の賃貸借
設置場所	門真市中町1番1号ほか

1 契約内容

1-1 契約期間

（物件1）

契約締結日から令和11（2029）年12月31日まで

（物件2）

契約締結日から令和11（2029）年9月30日まで

※ 物件1及び物件2は、門真市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年門真市条例第3号）に基づく長期継続契約であるため、次年度以降において長期継続契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、当該契約を解除することができるものとする。

1-2 賃貸借期間

（物件1）

令和7（2025）年1月1日から令和11（2029）年12月31日までの60か月間とする。

（物件2）

令和6（2024）年10月1日から令和11（2029）年9月30日までの60か月間とする。

1-3 対象物件について

（物件1）

【別紙1】令和6年度 LGWAN 接続系端末等機器更新（物件1）調達仕様書のとおりとする。

（物件2）

【別紙2】令和6年度 LGWAN 接続系端末等機器更新（物件2）調達仕様書のとおりとする。

1-4 支払方法

毎月払いとする。なお、賃貸借開始までに生じる一切の費用は、賃貸借期間に毎月

支払うものとする。なお、円未満の端数が出たときは、初回支払金額にその端数を含めることとする。

検査完了後、当月分を翌月の初めに請求し、適正な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

1-5 契約保証金

徴収する。(契約金額総額の 100 分の 5 以上)

ただし、門真市契約に関する規則第 21 条各号に該当するときは免除とする。

2. 入札に関すること

2-1 入札書の記入

入札書には期間中の物件 1 及び物件 2 に係る賃貸借料の総額相当金額(税抜)を入札金額として記入すること。

2-2 積算内訳書の記入

積算内訳書には、物件 1 の賃貸借料の月額(税抜)及び合計(税抜)、物件 2 の賃貸借料の月額(税抜)及び合計(税抜)、物件 1 と物件 2 の総合計金額(税抜)を記入すること。

3 賃貸借開始までに関すること

3-1 納品期限

物件ごとに納品期限は、次のとおりとする。

(物件 1) 機器調達(検証機)	令和 6 年 8 月 16 日まで
機器調達(ソフトウェア)	令和 6 年 8 月 16 日まで
機器調達(運用機)	令和 6 年 10 月 31 日まで

(物件 2) 令和 6 年 9 月 30 日

※上記は現時点での想定スケジュールであり、詳細は落札者と協議のうえ、決定する。

なお、落札者の責に帰することができない事由により納品期限内に物件の納品を終えることができない場合には、本市、落札者の双方で協議の上、次の事項について契約内容を変更するものとする。

- ・賃貸借期間
- ・納品期限

3-2 物件の納入・設置・設定

物件は落札者の負担により、本市が指示した納入場所に、指定した数量を搬入すること。なお、落札者より搬入された後、本市が検品するものとする。

また、納入物件には、賃貸借物件であることを示す物件シールを物件に貼付すること。物件シールに記載する内容は以下の①～③とする。

① 契約件名

- ② 賃貸借期限
- ③ 物件明細の型番

4 賃貸借終了後に関すること

4-1 期間満了後について

期間満了後は、本市は物件を落札者に返還し、または再度落札者と契約を締結するものとする。物件を返還するときは、本市からの指示に従い期間満了後に撤去すること。撤去に係る運搬・廃棄費用は落札者の負担とすること。

4-2 データの消去

物件の返還を行う際、落札者は物件に記録されているデータの消去を行うものとする。データの消去については、以下のいずれかの方法を用いて実施し、データ消去を行った証として証明書を発行すること。なお、データの消去に要する一切の費用及び証明書発行についての費用は、落札者が負担するものとする。

- (1) 物理的な方法による破壊
- (2) 磁気的な方法による破壊
- (3) データ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去（OS等からのアクセスが不可能な領域も含む。）

5 留意事項①

5-1 動産保険の付保

対象物件のうちハードウェアは動産総合保険に加入すること。

5-2 消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税については、契約期間中に消費税等の税率に変更が生じた場合においても、本契約成立日の税率を適用するものとする。

5-3 公租公課

公租公課については落札者の負担とする。

6 留意事項②

6-1 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、またはこの権利を担保に供することはできない。

6-2 契約不適合責任

- (1) 本市は、落札者から引渡しを受けた物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあるとき（以下「契約不適合」という。）、本市は速やかに落札者に通知することとする。
- (2) 本市は、(1)において落札者から取得した権利をもって、落札者に対し、契約不適合を理由として、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し等による履行

の追完の請求をすることができる。

- (3) 正当な理由無く、要求した性能水準に達していない、あるいは調達機器等に発火などの致命的な不具合を発見した場合は、本市が1年以内に落札者に通知すれば、本市は無償の修理や代金の減額、あるいは契約の解除を落札者に求めることができる。
- (4) 落札者に対し、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、本市は、契約不適合の程度に応じて損害賠償の請求することができる。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに損害賠償の請求をすることができる。
 - ① 履行の追完が不能であるとき。
 - ② 落札者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ③ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、落札者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - ④ ①から③に掲げる場合のほか、履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 本市は調達機器等に瑕疵があるときは、落札者に対して相当の期間を定めての瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。落札者の故意又は過失を問わず、落札者が本仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、本市に対する損害を発生させた場合は、落札者は本市に対して、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 落札者が種類、品質に関して契約の内容に適合しない本件目的物を本市に引き渡した場合において、本市が契約不適合を知った日から1年以内にその旨を落札者に通知しないときは、本市は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、落札者が引き渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

6-3 勤務条件・法令上の責任

落札者の要員の勤務条件は、落札者の就業規則によるものとする。落札者は、労働法規その他関係法令に基づき要員に対する使用者としての一切の義務を負うものとし、要員に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

落札者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

落札者は、本市に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

7 留意事項③

7-1 機密保持

本調達に関して開示した情報（公知の事実を除く）、及び業務遂行過程で生じた成果物等に関する情報を本調達目的以外に使用しないこと。また、導入・保守期間中または保守期間終了後を問わず、業務上知りえた本市の情報の一切を、第三者に開示もしくは漏洩させないための必要な措置を講ずること。秘密保持については、契約終了後も同様とする。

7-2 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の個人情報保護に関する関係法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、逐次、本市、落札者の双方で協議の上、取り決めるものとする。
- (2) 契約の履行上疑義が生じた場合、落札者は本市と協議の上、本市の指示に従うこと。
- (3) 契約締結後に本仕様書の内容の一部について変更が必要となった場合、落札者が変更内容、理由等を明記した書面をもって本市に申し入れを行い、双方の協議において、変更内容が本市にとって軽微（費用、稼働時期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断した時、変更内容、理由等を明記した書面を用いて本市、落札者の双方が合意することによって変更することができる。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項であっても、その履行上当然必要な事項については、落札者が責任を持って対応する。
- (5) 落札者は本仕様書及び【別紙 1】令和 6 年度 LGWAN 接続系端末等機器更新（物件 1）調達仕様書、【別紙 2】令和 6 年度 LGWAN 接続系端末等機器更新（物件 2）調達仕様書の内容を忠実に履行するほか、本件にかかる全体的な実施要領及び手順等については、本市担当者の指示に従うものとする。

以上